

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 2 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
正道歯科医院	倉敷市玉島一五五〇―一	令和 七年 一月二十二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 2 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
タイオン薬局高島店	岡山市中区中井四五七番二	令和 七年 三月 一日
おぞき薬局笹沖店	倉敷市笹沖一六三一―五	〃
レモン薬局 中島店	倉敷市中島三〇一二―三	〃
レモン薬局 番町店	笠岡市二番町七―一〇	〃
レモン薬局 富岡店	笠岡市富岡二五六―一〇	〃